

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	2号特定技能外国人については、試験合格のほか、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベル3(職長レベルの建設技能者)を想定しています。その詳細については、各技能に応じて異なりますので、国土交通省において別途定めることとします。	2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベル3(職長レベルの建設技能者)を有することを想定しています。その詳細については、国土交通省のホームページにて公表しています。
2	P9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	ただし、建設キャリアアップシステムにおけるレベル3のカードを取得している場合には、当該カードの写し及び技能者IDがあれば、上記二つの書類は不要。	ただし、建設キャリアアップシステムにおけるレベル3のカードを取得している場合には、当該カードの写し及び技能者IDがあれば、上記の書類は不要。
3	P17	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受	特定技能所属機関は、直接的又は間接的に登録法人に所属し、行動規範を遵守する必要があります。登録法人の正会員である建設業者団体に間接的に加入す	特定技能所属機関は、直接的又は間接的に登録法人に所属し、行動規範を遵守する必要があります。登録法人の正会員である建設業者団体を通して間接的

		入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	るか、登録法人の賛助会員として直接加入するか、いずれかの方法で登録法人に所属し、登録法人が定める行動規範に従い、適正な受入れを行って頂く必要があります。	に加入するか、登録法人の賛助会員として直接加入するか、いずれかの方法で登録法人に所属し、登録法人が定める行動規範に従い、適正な受入れを行って頂く必要があります。
4	P18	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	したがって、ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額(月額)が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件(処遇等)での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員(技能者)の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されません。	したがって、ハローワークで求人した際の求人票や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額(月額)が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件(処遇等)での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員(技能者)の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されません。
5	P18	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	職員の適切な処遇の確保、適切な労働条件を提示した労働者の募集等を行っているかについては、(2)提出書類の⑧にて確認を行いますので、補足事項がある場合には、その内容を記入してください。	職員の適切な処遇の確保、適切な労働条件を提示した労働者の募集等を行っているかについては、(2)提出書類の⑨にて確認を行いますので、補足事項がある場合には、その内容を記入してください。
6	P22	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。報告様式は、分野参考様式第6-2～第6-5のとおりです。	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。
7	P22	第4 建設特定技能	特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、	特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告

		受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	分野参考様式第6-2を用いて、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があります。	は、受入れ後原則として1か月以内にオンラインにより行う必要があります。
8	P23	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	建設技能者は、一つの事業所だけで働くわけではなく、様々な現場に出向いて働くことを必要としますので、支援を要する1号特定外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。	建設技能者は、一つの事業所だけで働くわけではなく、様々な現場に出向いて働くことが想定されますので、支援を要する1号特定外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。
9	P24	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1) ② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙))	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1) ※ オンライン申請の場合不要 ② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙)) ※ オンライン申請の場合不要
10	P25	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑨ ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類(計画申請日から1年以内のもの)	⑨ ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類(計画申請日から1年以内のもの)
11	P26	第4 建設特定技能受入計画の認定 3. 建設特定技能受入計画の変更	変更の申請については分野参考様式第6-6、変更の届出については様式第6-7を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。	変更については原則としてオンラインによる申請又は届出になります。 分野参考様式第6-6、変更の届出については様式第6-7を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。

12	P26	第4 建設特定技能 受入計画の認定 3. 建設特定技能受 入計画の変更	(届出が必要なケース)	(変更 届出が必要なケース)
13	P32	第5 特定技能外国 人受入事業実施法 人の登録等 2. 特定技能外国人 受入事業実施法人 の登録 (3)提出先	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課労働資 材対策室 監理係 (郵送又は持参)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省 不動産・建設経済局国際市場課 監理係 (郵送又は持参)

第5 特定技能外国人
 人受入事業実施法
 人の登録等
 特定技能所属機関
 等が行う手続等(フ
 一図)

特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図)

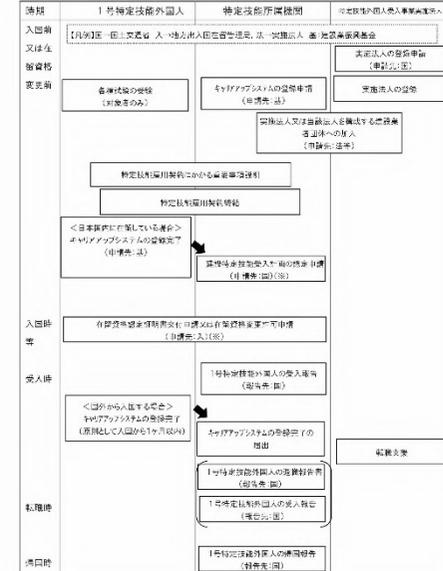
1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を得たうえで在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理庁へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図)

1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を得たうえで在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理庁へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号		技能水準及び評価方法等 (注)
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 内装仕上げ(得意者の指示・監督を 受けた場合、プラスチック高床仕上げ 工事、カーペット系床仕上げ工事、 調製下地工事、ポーチ仕上げ工事、 カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック高床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事	/
	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)		調製下地工事 ポーチ仕上げ工事 カーテン工事	
【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技術者を 指導しながら、プラスチック高床仕 上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、 調製下地工事、ポーチ仕上げ工事、 カーテン工事の作業に従事し、工程 を管理)	/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
	/	/	/	/	技能検定1級 (内装仕上げ)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号		技能水準及び評価方法等 (注)
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 内装仕上げ(得意者の指示・監督を 受けた場合、プラスチック高床仕 上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、 調製下地工事、ポーチ仕上げ工事、 カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック高床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事	/
	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)		ポーチ仕上げ工事 カーテン工事	
【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技術者を 指導しながら、プラスチック高床仕 上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、 調製下地工事、ポーチ仕上げ工事、 カーテン工事の作業に従事し、工程 を管理)	/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
	/	/	/	/	技能検定1級 (表装)

別表 6-12

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ）又は技能検定3級（内装仕上げ）

業務区分 内装仕上げ

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、網壁下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業、壁装作業の作業に従事
主な業務内容	①下地の点検及び調整 ②仕上げ材の選定 ③内装仕上げ材の採寸、割出し、測り及び張出し ④壁下地・天井下地の組立て ⑤天井・壁・床の仕上げ
想定される関連業務	①施工材料、施工用機材等の搬送・運送 ②各種図面の読図作業 ③電気・管台・換気等の架設 ④作業工程管理（工程管理、部工具の保守・管理、材料・資材管理、現場のメンテナンス） ⑤各種傷虫退避機材の運転 ⑥玉掛け ⑦その他、内装仕上げ業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	ビニルシート、ビニル系タイル、接着剤、断熱止め、網造材、プライマ、ワックス、目地埋埋劑、ノンスリップ、押込器具等の付属材、だんつうカーペット、人工芝草、グリッパ、フェルト、吊りボルト及びハンガ、クリップ、野紙、タッピングネジ、ナット、スタッド、ランナ、スパーサ、石膏ボード、化粧吸音板、ワンタッチビス、見知り線材、カーテン生地、カーテンレール、カーテンボックス、開閉及び昇降用装置、壁紙、養生剤、コーキング剤 等
使用する主な機械、設備、工具等	スチール、千枚差し、クレン棒、くしごて、足突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、気能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エア・コンプレッサ、タツカ、コンパス、ボードヤナリ、ハンドサンダ、下地調整器具、下地乾燥乾燥機、器具用器工具、採寸工具、接着剤塗布器工具、仕置工具、部露器工具、引張器具、切替用器工具、搬込み用器工具、補助器工具、高速切斷機アーク溶接機、電動工具、カーテン縫製用ミシン（本縫いミシン、刺い縫いミシン、ロックミシン、自動の縫いミシン等）、縫製用ミシン付属品、裁断機プレスアイロン、検品機、形状安定装置、電動ドライバ、ハンマ、接着剤塗布用機械、切替（裁断）用機械、仕上げ用器工具、加工用加熱器工具、設備及び補助器工具、その他の器工具

別表 6-12

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ）又は技能検定3級（内装仕上げ）

業務区分 内装仕上げ/表装

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、網壁下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、窓廻り工事作業、壁装作業の作業に従事
主な業務内容	①下地の点検及び調整 ②仕上げ材の選定 ③内装仕上げ材の採寸、割出し、測り及び張出し ④壁下地・天井下地・窓廻りの組立て ⑤天井・壁・窓廻り・床の仕上げ
想定される関連業務	①施工材料、施工用機材等の搬送・運送 ②各種図面の読図作業 ③足場・管台・換気等の架設 ④作業工程管理（工程管理、部工具の保守・管理、材料・資材管理、現場のメンテナンス） ⑤各種傷虫退避機材の運転 ⑥玉掛け ⑦その他、内装仕上げ業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	ビニルシート、ビニル系タイル、接着剤、断熱止め、網造材、プライマ、ワックス、目地埋埋劑、ノンスリップ、押込器具等の付属材、だんつうカーペット、人工芝草、グリッパ、フェルト、吊りボルト及びハンガ、クリップ、野紙、タッピングネジ、ナット、スタッド、ランナ、スパーサ、石膏ボード、化粧吸音板、ワンタッチビス、見知り線材、カーテン生地、カーテンレール、カーテンボックス、開閉及び昇降用装置、壁紙、養生剤、コーキング剤 等
使用する主な機械、設備、工具等	スチール、千枚差し、クレン棒、くしごて、足突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、気能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エア・コンプレッサ、タツカ、コンパス、ボードヤナリ、ハンドサンダ、下地調整器具、下地乾燥乾燥機、器具用器工具、採寸工具、接着剤塗布器工具、仕置工具、部露器工具、引張器具、切替用器工具、搬込み用器工具、補助器工具、高速切斷機アーク溶接機、電動工具、カーテン縫製用ミシン（本縫いミシン、刺い縫いミシン、ロックミシン、自動の縫いミシン等）、縫製用ミシン付属品、裁断機プレスアイロン、検品機、形状安定装置、電動ドライバ、ハンマ、接着剤塗布用機械、切替（裁断）用機械、仕上げ用器工具、加工用加熱器工具、設備及び補助器工具、その他の器工具

別表 6-15

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（配管）又は技能検定3級（配管）
業務区分 配管

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
主な業務内容	① 配管施工図の読解 ② 材料取り ③ 配管の加工（配管加工・切断・曲げ・接合） ④ 配管の組立て、取り付け ⑤ 配管組立後の確認（水圧試験）
想定される関連業務	① 各種原寸図等の作成、読解 ② 配管の作業場内での運搬 ③ 配管工程など管理業務（工具の保守・管理、材料・資材整理） ④ その他、配管業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、検測整備、清掃等）
使用する主な資材・材料	配管用炭素鋼配管（鋼管）、おじ込み式可鍛鉄製配管継手（チーズ）、おじ込み式可鍛鉄製配管継手（エルボ、ニップル）、水道用鋼管より塩化ビニル管（塩ビ管）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（塩ビ製エルボ）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（バルブ用ソケット）、淡水栓、合板 等
使用する主な機械、設備、工具等	パイプ方力、パイプねじ切り器、パイプレシテ、ハンマー、曲取り器、曲さし、シールテープ、塩化ビニル樹脂用接着剤、寸法測定具
備考	

別表 6-15

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（配管）又は技能検定3級（配管）
業務区分 配管

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
主な業務内容	① 玉管施工図等の読図 ② 材料取り ③ 玉管の加工（加工・切断・曲げ・接合） ④ 玉管の組立て、取付け ⑤ 玉管取付け後の機能試験（水圧試験等）
想定される関連業務	① 原寸図等作成、読図 ② 資材の運搬 ③ 掘削、埋戻し ④ 配管の設置・接続 ⑤ 機臺等の組立て、取付け、機能試験 ⑥ 配管施設の撤去 ⑦ 資材の保守・管理 ⑧ その他、配管業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、検測整備、清掃等）
使用する主な資材・材料	配管用炭素鋼配管、おじ込み式可鍛鉄製配管継手、水道用硬質塩化ビニル管、水道用硬質塩化ビニル管継手、鋼管、銅管継手、ポリエチレン管、ポリエチレン管継手、銅製管、フランジ、ガスケット・パッキン集、ボルト・ナット類、弁、水栓、メーター、塩化ビニル樹脂用接着剤、はんだ、シール材、支持金物 等
使用する主な機械、設備、工具等	パイプ方力、パイプねじ切り器、パイプレシテ、スパナ、モンキーレンチ、金切りのこ、ビニル管用のこ、パイプカッター、パイプベンダー、フレアツール、スクレーパー、ハンマー、直取り器、油さし、寸法測定具、圧力計、コンクリートカッター、ショベル 等
備考	

別表 6-18

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（吹付ウレタン断熱）
業務区分 吹付ウレタン断熱

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
主な業務内容	① 現場段取りの構築 ② 吹付け設備ウレタンフォーム断熱工事作業 ③ 品質管理作業
認定される関連業務	① その他吹付け作業 1.防火コート吹付作業 2.耐火被覆吹付作業 3.塗装作業 4.断熱性ウレタン防水作業 ② 原材料・施工機械の保守・管理 ③ 施工条件（気温、吹付機状態等）の的確な判断による技術者・作業者への説明・交渉 ④ 断熱ドラム缶・発泡機・発電機などの搬入・移動・撤去・管理 ⑤ 足場移動 ⑥ その他、吹付ウレタン断熱業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① JISA9567に規定される発泡原料（ポリオール成分、ポリイソシアネート成分） ② 断熱工事用原料（防火コート材、吹付用原料、耐火被覆材、阻凝化性ウレタン吹付防水材、養生シート・養生テープ、吹付ガン洗浄剤）
使用する主な機械・設備、工具等	① 機械・設備等 発泡機、スプレーガン、耐圧ホース（蒸気式）、ドラムポンプ、エアークンプレッシャー、発電機 ② 工具類 カット用ナイフ、カッター、保護帽、保護メガネ、保護マスク

別表 6-18

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（吹付ウレタン断熱）
業務区分 吹付ウレタン断熱

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
主な業務内容	① 現場段取りの構築 ② 吹付け設備ウレタンフォーム断熱工事作業 ③ 品質管理作業
認定される関連業務	① その他吹付け作業 1.防火コート吹付作業 2.耐火被覆吹付作業 3.塗装作業 4.阻凝化性ウレタン防水作業 ② 原材料・施工機械の保守・管理 ③ 施工条件（気温、吹付機状態等）の的確な判断による技術者・作業者への説明・交渉 ④ 断熱ドラム缶・発泡機・発電機などの搬入・移動・撤去・管理 ⑤ 足場移動 ⑥ その他、吹付ウレタン断熱業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① JISA9526に規定される発泡原料（ポリオール成分、ポリイソシアネート成分） ② 断熱工事用原料（防火コート材、吹付用原料、耐火被覆材、阻凝化性ウレタン吹付防水材、養生シート・養生テープ、吹付ガン洗浄剤）
使用する主な機械・設備、工具等	① 機械・設備等 発泡機、スプレーガン、耐圧ホース（蒸気式）、ドラムポンプ、エアークンプレッシャー、発電機 ② 工具類 カット用ナイフ、カッター、保護帽、保護メガネ、保護マスク

分野参考様式第6-1号（特定技能所属機関）

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同法の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、乗務員、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同法の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、乗務員、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就業管理機関により、その旨の確認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第6-1号（特定技能所属機関）

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同法の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、乗務員、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同法の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、乗務員、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就業管理機関により、その旨の確認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

20

分野参考様式第6-2号

分野参考様式第6-2号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名称
代表者の氏名◎

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の居住地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 キャリアアップシステム技能者ID
- 9 1号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 10 上陸年月日
- 11 建設特定技能開始年月日
- 12 在留期間満了年月日

分野参考様式第6-2号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名称
代表者の氏名

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の居住地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 キャリアアップシステム技能者ID
- 9 1号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 10 上陸年月日
- 11 建設特定技能開始年月日
- 12 在留期間満了年月日

21

分野参考様式第6-3号

分野参考様式第6-3号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人退職報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の住所地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 9 転職（予定）先の特定技能所属機関の名称
- 10 上陸年月日
- 11 退職年月日
- 12 在留期間満了年月日

分野参考様式第6-3号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人退職報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の住所地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 9 転職（予定）先の特定技能所属機関の名称
- 10 上陸年月日
- 11 退職年月日
- 12 在留期間満了年月日

22

分野参考様式第6-4号

分野参考様式第6-4号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人帰国報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名◎

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき、建設特定技能を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

1 建設特定技能受入計画の認定番号

2 建設特定技能を終了した1号特定技能外国人

- (1) 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- (2) 1号特定技能外国人の生年月日
- (3) 1号特定技能外国人の性別
- (4) 1号特定技能外国人の国籍
- (5) 1号特定技能外国人の在留カード番号
- (6) 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- (7) 1号特定技能外国人の帰国先
- (8) 帰国理由

3 受入期間

年 月 日～ 年 月 日（ 年 か月）

分野参考様式第6-4号（特定技能所属機関）

年 月 日

1号特定技能外国人帰国報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき、建設特定技能を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

1 建設特定技能受入計画の認定番号

2 建設特定技能を終了した1号特定技能外国人

- (1) 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- (2) 1号特定技能外国人の生年月日
- (3) 1号特定技能外国人の性別
- (4) 1号特定技能外国人の国籍
- (5) 1号特定技能外国人の在留カード番号
- (6) 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- (7) 1号特定技能外国人の帰国先
- (8) 帰国理由

3 受入期間

年 月 日～ 年 月 日（ 年 か月）

23

分野参考様式第6-5号

分野参考様式第6-5号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能継続不可事由発生報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名称
代表者の氏名◎

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生日
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・ 行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ その他)
- 4 発生日の詳細
※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者ID、行方不明に至る経緯等について記載する。
- 5 今後の対処方法

分野参考様式第6-5号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能継続不可事由発生報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名称
代表者の氏名

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生日
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・ 行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ その他)
- 4 発生日の詳細
※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者ID、行方不明に至る経緯等について記載する。
- 5 今後の対処方法

分野参考様式第6-6号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能受入計画変更申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名◎

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

（変更内容）

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

（補足等）

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

分野参考様式第6-6号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能受入計画変更申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

（変更内容）

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

（補足等）

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

25

分野参考様式第6-7号

分野参考様式第6-7号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能受入計画変更届出書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をいたしましたので届出します。

記

(変更内容)

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

分野参考様式第6-7号（特定技能所属機関）

年 月 日

建設特定技能受入計画変更届出書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をいたしましたので届出します。

記

(変更内容)

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること